

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【4. 陽だまりの会】



2025年 2月 21日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人陽だまりの会
主たる事務所 〒573-1161
の所在地 枚方市交北2丁目7-15
代表者氏名 理事長 津田 佳積
担当者氏名 津田 佳積

連絡先



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

精神障害者に関する地域交流事業（交流会と講演会）

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金105,000円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人陽だまりの会	
事 業 名 称	精神障害者に関する地域交流事業（交流会と講演会）	
事業実施期間	（準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。） 2025年4月1日 ～2026年3月31日	
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題（解決したい社会問題等の現状を記入すること） 精神障害者に対する社会的な理解を深め、障害者が差別なく暮らすことのできる社会を目指す。
	長期的な視点(複数年単位)で記入	(2) 動機・きっかけ（課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること） 世界的に突出している精神科病床の多さ、入院期間の長さ、その結果社会的な排除を受けている精神障害者の多さ。
	長期的な視点(複数年単位)で記入	(3) 取り組みたい課題の原因（団体が考える社会問題等の原因を記入すること） 精神病者や精神障害の社会的理解が進んでいないこと。精神科病院の多さが容認される社会的な構造が変わらないこと。
	長期的な視点(複数年単位)で記入	(4) 取り組みたい課題の解決・改善策（団体が考える改善策等を記入すること） 精神障害者と直に交流したり、精神障害や精神病への理解を深めたりすることにより、少しでも社会的な偏見が軽減すると期待できる。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的（今回申請を行う事業の目的を記入すること） 精神障害者が交流できる場所を設け、精神障害者が「怖い人」ではない等の理解を深めてもらう。また正しい知識を得ることにより偏見の払拭を図る。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> （誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること） 市民の精神障害への偏見が少しでも軽減する。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 交流会（地域ふれあいまつり）については受付時に参加数を確認。 講演会については受付時に参加者数を確認して、アンケートを実施。

<p>2. 事業内容等</p>	<p>(1) 事業の対象者（例：枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に）枚方市に在住・在職・在学する市民。障害者の問題や社会問題に関心のある方。年齢不問。</p> <p>(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること）交流会については陽だまりの会の敷地内及び施設内。講演会については、ラポールひらかた等の貸会場。</p> <p>(3) 事業内容 1 1月に交流会（地域ふれあいまつり） 市内の障害者事業所にも呼びかけて模擬店等を開催し、市民と利用者等の障害者が自由に参加し交流できる場とする。 秋以降に講演会またはシンポジウム（1回） 精神障害者の現状・課題やダイバーシティ等について分かりやすく話せる方（当事者も含む）を講師として招き、講演の中で市民の理解を図る。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>（事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること）※添付も可 4月に講演会の実行委員会を設置し、講演内容の詳細、講師・会場の選定実施1か月前までにチラシを作成 ⇒ 宣伝 ⇒ 実施。 9月に交流会（地域ふれあいまつり）の実行委員会を設置。内容を検討。 1か月前までにミニコミ誌・チラシを作成し配布。11月1日に実施（予定）。</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること） 陽だまりの会の職員と会員・利用者等のボランティアで実施する。 地域ふれあいまつりはこの間ほぼ毎年実施。 講演会は、本事業として昨年度は「やどかりの里」の職員・ピアサポーターを招いて実施し、本年度は斎藤環氏（筑波大名誉教授）を講師として実施、盛況だった。</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること） 地域ふれあいまつり（交流会）は、140人程度 講演会は、50～100人</p> <p>(3) その他の体制（寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること） 交流会（地域ふれあいまつり）は、近隣の障害者支援事業所にも呼びかけ、模擬店等の協力をいただいている。 交北校区コミュニティ協議会にも模擬店や地域周知の協力をお願いしている。</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>（賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること） 交流会（地域ふれあいまつり）については、継続的に地域のコミュニティ協議会や各障害者支援団体との関係を継続し、ともにまつりを継続する関係を進める。 講演会については、今後は各種助成金への申請等も検討する。</p>

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人陽だまりの会

補助対象事業の名称：	精神障害者に関する地域交流事業（交流会と講演会）
------------	---------------------------------

事業実施期間： 2025年4月～2026年3月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般) (A)	50,000	補助金交付申請額（一般寄附）
枚方市補助金(団体) (B)	55,000	補助金交付申請額（団体希望寄附）
自己資金	50,000	会費
合 計 (C)	155,000	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明（積算根拠等）	
補助対象経費	人件費	10,000	職員従事費(地域ふれあいまつり講演会各1人5,000円)
	謝金	100,000	講師・演者謝礼(講演会講師1人9万円、地域ふれあいまつり演者1人1万円(交通費含む)予定)
	消耗品費	10,000	景品(地域ふれあいまつり)・文具他
	印刷製本費	20,000	チラシ(講演会用、2,500部12,000円)・ミニコミ(地域ふれあいまつり用、色上質紙2,500枚6,500円)・資料(講演会用、コピー紙1,500円)等
	使用料及び賃借料	15,000	会場費・音響設備費等
小 計 (E)	155,000		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	155,000		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2023年度 事業報告書

特定非営利活動法人 陽だまりの会

I. 事業期間

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

II. 事業の成果

昨年度に引き続き、会の趣旨に沿って各事業の実施を行った。

会が設立され35年を経て、各事業もともすればルーチン化しがちな中で、設立時の理念を日常活動の中で維持、継承させていくのが大きな課題となり、内部で議論をおこなってきた。今後も同様の議論、検証をくり返しながら活動を続けていくことになると思われる。

III. 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業 ※各事業の収益、費用については別紙事業一覧参照

(1) 事業名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法と記す）に基づく一般相談支援事業

〈内 容〉 従来の基本相談、一般相談支援事業はもとより、主に地域移行に取り組む役割としての基幹相談支援を実施。様々な相談支援が多くなり、計画作成はもとより、困難事例への対応に少ない人材で対応している。

自立支援協議会及び精神障害者地域生活支援部会の運営、医療機関との関係作りをはじめ、地域での諸々の支援機関との連携が増えている。

〈実施場所〉 地域活動支援センター・枚方市役所及び市内外関係機関等

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施。祝日・年末年始を除く。

〈対 象 者〉 主に市内在住及び在院の主として精神障がい者・家族等

〈経 費〉 収入 14,280,088 円 ②+⑨+⑩+⑪+⑬+⑭
支出 14,171,004 円 ②'+⑨'+⑩'+⑪'+⑬'+⑭'

(2) 事業名：障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

〈内 容〉 障害福祉サービスを受けるために関係機関と連携し、計画を策定し、サービス利用を調整・支援する。

〈実施場所〉 地域活動支援センター・利用者の居宅・各事業所

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施。祝日・年末年始を除く。

〈対 象 者〉 主に市内在住の精神障がい者で福祉サービスを利用若しくは利用を希望する方。

〈経 費〉 収入 831,265 円 ⑫
支出 460,000 円 ⑫'

(3) 事業名：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

イ. 地域活動支援センター（Ⅰ）の運営

〈内 容〉地域で生活している人たちの気楽に集まってくる場の提供、地域交流
当事者活動支援等を行う。

〈実施場所〉地域活動支援センター（地域生活支援センター）及び周辺地域

〈実施日時〉日曜日・祝日・年末年始を除く毎日

〈対 象 者〉主に市内在住の精神障がい者等

〈経 費〉 収入 12,000,000 円 ③
支出 12,245,733 円 ③'

ロ. 地域活動支援センター（Ⅱ）

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者に作業の場を提供し、日常生活のリズムを作ると共に地域生活をしていく上での力をつける。ボランティア等の協力のもと、様々な地域サロンを開催、地域との交流の機会を持つ。

〈実施場所〉地域活動支援センター及び市内

〈実施日時〉月曜～金曜、（年末年始・土・日・祝日は休み）

〈対 象 者〉地域活動支援センターⅡで活動を希望する精神障がい者等

〈経 費〉 収入 9,000,000 円 ④
支出 9,613,520 円 ④'

ハ. 移動支援事業

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者等に移動についてのヘルパーを派遣することで、社会参加を促し地域生活力を向上させる。

〈実施場所〉市内周辺

〈実施日時〉利用者が必要とする日時

〈対 象 者〉事業の利用者

〈経 費〉 収入 2,956,050 円 ⑦
支出 1,439,986 円 ⑦'

(4) 事業名：障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業

イ. 居宅介護事業

〈内 容〉在宅で生活する精神障がい者等にヘルパーを派遣することで日常生活を支援しその自立を促進する。

〈実施場所〉利用者の居宅及び市内周辺

〈実施日時〉利用者の必要とする日時

〈対 象 者〉 事業の利用者

〈経 費〉 収入 20,454,171 円 ⑥
支出 21,785,624 円 ⑥'

ロ. グループホーム運営事業

〈内 容〉4つのホーム利用者への日常生活上の支援及び関係機関等との連絡調整を通じて、社会参加と自立を進める。(利用者 21名)
入居者の高齢化及び長期入院者等の退院後の生活の場として、個別支援の充実をはかった。

〈実施場所〉各々のグループホーム、及び地域活動支援センター等

〈実施日時〉通年

〈対 象 者〉 ホーム入居者

〈経 費〉 収入 33,730,443 円 ⑤
支出 30,943,183 円 ⑤'

ハ. 就労継続支援事業B型 ワークショップちやぶの運営

〈内 容〉ワークショップちやぶ・まどれえぬ・茶楽わくわく(生活介護事業)の3つの働く場で、弁当の製造配達・菓子の製造販売等・喫茶店の運営を行い、働くことへの支援を行う。

〈実施場所〉各々の事業所及び市内関係機関

〈実施日時〉通年(土日・祝日・年末年始および夏休は除く)

〈対 象 者〉 働くことを希望する主として精神障がい者等で利用契約をしている人

〈経 費〉 収入 71,755,312 円 ①+⑧+⑮+⑰
支出 81,160,197 円 ①'+⑧'+⑮'+⑰'

(5) 事業名：精神障がい者を主とする、障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業

〈内 容〉 祭り等イベントの開催、地域のイベントへの参加、講演会、学生の実習受入等

〈実施場所〉 市内及び地域活動支援センター

〈実施日時〉 年間を通して数回

〈対 象 者〉 会に参加する障がい者及び周辺地域住民

〈経 費〉 収入 2,242,818 円 ⑩
支出 2,156,419 円 ⑩'

IV. 社員総会の開催状況

第34回 特定非営利活動法人 陽だまりの会 総会
2023年6月25日(日) 午前10時00分から 開催
於 枚方市立総合福祉会館 大研修室

V. 理事会開催状況

第1回 理事会 2023.5.23(火) 18:00~ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 第34回総会について

活動計算書

2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

(単位:円)

1. 経常収益		
科 目	金 額	
1 会費	750,000	
2 寄付金	2,566,648	
3 事業収益	168,807,339	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法と記す)に基づく一般相談支援事業		14,280,088
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業		831,265
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業		23,956,050
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業 精神障がい者を主とする、障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業		125,939,926
その他(管理部門に関するもの)		2,242,818
4 その他収益	3,272,210	
受取利息		279
雑収入		3,271,931
経常収益 合計	175,396,197	
2. 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	133,206,763	
給料		42,848,870
職員手当		18,647,585
賃金		44,318,608
利用者工賃		7,847,580
ボランティア手当		265,460
ピアサポ手当		139,565
ランチショップ手当		953,720
わくわく手当		849,600
福利厚生費		15,283,775
退職給付費用		2,052,000
(2) その他経費	40,768,903	
旅費		37,230
消耗品費		1,116,390
燃料費		575,190
光熱水費		3,082,998
通信費		645,903
修繕費		257,224
委託料		1,958,687
負担金		261,285
使用料及び賃借料		15,848,605
損害保険料		1,238,240
減価償却費		2,104,848
作業材料費		12,125,355
租税公課		1,516,948
事業費 計	173,975,666	

科 目		金 額	
2 管理費			
(1) 人件費		2,673,590	
賃金			2,103,590
報酬費			570,000
(2) その他経費		4,532,466	
旅費			9,520
消耗品費			323,245
通信費			93,048
修繕費			130,482
負担金			138,741
損害保険料			2,100
会関係事業費			277,168
減価償却費			3,328,573
租税公課			80,652
支払利息			148,937
管 理 費 計		7,206,056	
経常費用 合 計		181,181,722	
当期経常増減額		△ 5,785,525	
3. 経常外収益			
備品等設備整備積立金戻入益		379,600	
経 常 外 収 益 計		379,600	
4. 経常外費用			
固定資産除却損		1	
前期損益修正損		200	
雑損失		3,959	
経 常 外 費 用 計		4,160	
当期正味財産増減額		△ 5,410,085	
前期繰越正味財産額		141,967,303	
次期繰越正味財産額		136,557,218	

2023年度 事業報告書(別紙)

事業別収益費用の一覧(2023年度)

(単位:円)

科 目	就労支援	相談支援	地活(Ⅰ)	地活(Ⅱ)	グループホーム	ヘルプ	移動支援	生活介護	コーデイネーター	ピアホーター	地域移行	特定一般	自立生活補助	基幹	就労継続部門	地域活動部門	生活介護部門	事業部門計	管理部門計	合計
I. 経常収益																				
会費																			750,000	750,000
寄付金																			2,566,648	2,566,648
事業収益																				
給付金	38,629,947	8,580,000	12,000,000	9,000,000	26,171,459	20,439,942	2,953,510	10,100,462	3,056,000	190,656	648,000	831,265	155,432	1,650,000	96,328,507	38,078,166	497,200	96,328,507		96,328,507
委託料					416,500										38,078,166			38,078,166		38,078,166
補助金					7,142,484	14,229	2,540	182,442							416,500			416,500		416,500
利用者負担金	110,220														7,451,915			7,451,915		7,451,915
礼金(グループホーム)																				0
去事業収入																				0
作業収入																				0
事業収益合計	38,740,167	8,580,000	12,000,000	9,000,000	33,730,443	20,454,171	2,956,050	10,282,904	3,056,000	190,656	648,000	831,265	155,432	1,650,000	20,899,106	2,242,818	1,833,135	167,250,147	1,059,992	24,975,059
その他収益																				24,975,059
受取利息																				24,975,059
雑収入																				24,975,059
その他収益合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,975,059
経常収益合計	38,740,167	8,580,000	12,000,000	9,000,000	33,730,443	20,454,171	2,956,050	10,282,904	3,056,000	190,656	648,000	831,265	155,432	1,650,000	20,899,106	2,242,818	1,833,135	167,250,147	1,059,992	24,975,059
II. 経常費用																				
人件費																				
給料	14,620,000		3,968,000	2,964,000	8,328,000	7,124,870		5,844,000							42,848,870			42,848,870		42,848,870
職員手当	6,449,858		1,105,462	1,518,163	3,895,384	3,087,828		2,590,890							18,647,585			18,647,585		18,647,585
賞金	12,431,332	5,418,588	1,875,911	2,401,586	4,576,858	8,170,467	1,439,986	2,853,480	3,090,000			460,000		1,600,400	44,318,608			44,318,608		46,422,198
利用者工賃															7,847,580			7,847,580		7,847,580
ボランティア手当	165,000			100,460						139,565					265,460			265,460		265,460
ピアサポート手当															139,565			139,565		139,565
ランチャット手当															953,720	953,720	849,600	849,600	849,600	
わくわく手当																				
福利厚生費	4,840,227	1,538,032	1,106,997	1,217,979	2,595,149	2,568,471		1,418,920							15,283,775			15,283,775		15,283,775
退職給付費用	708,000	192,000	108,000	177,100	325,600	349,300		192,000							2,052,000			2,052,000		2,052,000
報酬費																				
人件費合計	39,214,417	7,148,620	8,164,370	8,379,288	19,720,991	21,298,936	1,439,986	12,899,290	3,090,000	139,565	0	460,000	0	1,600,400	133,206,763	953,720	849,600	133,206,763	2,673,590	135,880,353
その他経費																				
旅費	3,180	9,550	5,780	2,880	8,040	7,800									37,230			37,230		46,750
消耗品費	347,220	112,591	367,788	163,241	27,550	5,000		3,000			90,000				1,116,390			1,116,390		1,439,635
燃料費	329,511		141,301			42,048		62,330							575,190			575,190		575,190
光熱水費	626,633		1,411,710	509,588	171,857		327,079				36,131				3,082,998			3,082,998		3,082,998
通信費	160,813	92,391	60,000	56,123	133,212	25,640		95,216			22,508				645,903			645,903		738,951
修繕費	114,944		13,180	119,900		9,200									257,224			257,224		387,706
委託料	637,439	221,000	635,134	100,000	158,750	80,000		126,364							1,958,687			1,958,687		1,958,687
負担金	25,725	78,722	74,470	30,500	18,568	5,000		28,300							261,285			261,285		400,026
使用料及び賃借料	2,479,401	425,000	1,240,000	200,000	10,558,760	260,000		177,880			507,564				15,848,605			15,848,605		15,848,605
損害保険料	458,500	132,000	132,000	52,000	131,900	52,000		279,840							1,238,240			1,238,240		1,240,340
会議費																				0
会関係事業費																				0
減価償却費					13,555										2,091,293			2,091,293		277,168
作業材料費															10,143,961			10,143,961		5,433,421
租税公課								600						74,994		1,202,699	778,695	12,125,355		12,125,355
退職給与引当金繰入	12,000	389,988													1,516,948			1,516,948		1,597,600
修繕積立金繰入																				0
設備等整備積立金繰入																				0
工賃変動積立金繰入																				0
支払利息																				0
その他経費合計	5,195,366	1,461,222	4,081,363	1,234,232	11,222,192	486,688	0	1,100,609	0	0	656,203	0	0	74,994	13,161,047	1,202,699	892,288	40,768,903	148,937	148,937
経常費用合計	44,409,783	8,609,842	12,245,733	9,613,520	30,943,183	21,785,624	1,439,986	13,999,899	3,090,000	139,565	656,203	460,000	0	1,675,394	21,008,627	2,156,419	1,741,888	173,975,666	4,532,466	45,301,369
当期経常増減額	△ 5,669,616	△ 29,842	△ 245,733	△ 613,520	2,787,260	△ 1,331,453	1,516,064	△ 3,716,995	△ 34,000	51,091	△ 8,203	371,265	155,432	△ 25,394	△ 109,521	86,399	91,247	△ 6,725,519	939,994	△ 5,785,525

貸借対照表（2024年3月31日現在）

科 目		金 額	
I. 資産の部			
1. 流動資産		53,094,957	
	現金		1,081,741
	普通預金		30,069,654
	立替金		1,007,482
	未収入金		20,936,080
2. 固定資産		119,577,302	
有形固定資産		113,049,982	
	建物		28,496,295
	附属設備		26,624,078
	構築物		595,520
	車両運搬具		6
	工具器具備品		1,760,414
	土地		55,573,669
無形固定資産		229,320	
	電話加入権		229,320
投資等		6,298,000	
	敷金		6,250,000
	差入保証金		48,000
資 産 合 計		172,672,259	
II. 負債の部			
1. 流動負債		12,447,195	
	短期借入金		1,500,000
	未払金		9,923,799
	預り金		476,527
	仮受金		56,869
	預り保証金		490,000
2. 固定負債		23,667,846	
	長期借入金		16,552,571
	退職給与引当金		1,544,930
	修繕積立金		111,390
	備品等設備整備積立金		2,658,895
	工賃変動積立金		2,800,060
負 債 合 計		36,115,041	
III. 正味財産の部			
	前期繰越正味財産	141,967,303	
	当期正味財産増減額	△ 5,410,085	
正 味 財 産 合 計		136,557,218	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		172,672,259	

財産目録（2024年3月31日現在）

科 目		金 額	
I. 資産の部			
1. 流動資産		53,094,957	
	現金	1,081,741	
	普通預金	30,069,654	
	陽だまりの会通帳等		14,165,066
	就労継続等		8,788,691
	修繕積立金		111,578
	退職給与引当金		1,545,014
	工賃変動積立金		2,800,228
	備品等設備整備積立金		2,659,077
	立替金	1,007,482	
	未収入金	20,936,080	
	給付金		15,814,202
	委託金		4,887,840
	その他		234,038
2. 固定資産		119,577,302	
	有形固定資産	113,049,982	
	建物		28,496,295
	附属設備		26,624,078
	構築物		595,520
	車両運搬具		6
	工具器具備品		1,760,414
	土地		55,573,669
	無形固定資産	229,320	
	電話加入権		229,320
	投資等	6,298,000	
	敷金		6,250,000
	差入保証金		48,000
資 産 合 計		172,672,259	
II. 負債の部			
1. 流動負債		12,447,195	
	短期借入金	1,500,000	
	未払金	9,923,799	
	預り金	476,527	
	源泉所得税		105,009
	特別徴収住民税		263,800
	雇用保険料		107,718
	仮受金	56,869	
	預り保証金	490,000	
2. 固定負債		23,667,846	
	長期借入金	16,552,571	
	近畿労金 証書借入金		16,552,571
	退職給与引当金	1,544,930	
	修繕積立金	111,390	
	備品等設備整備積立金	2,658,895	
	工賃変動積立金	2,800,060	
負 債 合 計		36,115,041	
正 味 財 産 合 計		136,557,218	

特定非営利活動法人 陽だまりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 陽だまりの会と云う。
ただし、通称 NPO 陽だまりの会と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 枚方市交北2丁目7番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神障がい者との共働作業によって、その自立と社会参加を推進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめざすと共に、人がいかなる状況においても、人として尊重され、その自己実現が可能となる社会の創造に努めることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業
- (5) 精神障がい者を主とする、障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業
- (6) 障がい者・高齢者等への配食等、生活を支援する事業
- (7) その他、目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員が納入した会費及びその他の抛出品は、その理由を問わず返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、催促しても支払う意思がないものと見なされるとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2. 理事及び監事は総会において選出する。

3. 理事の中から、その互選によって理事長1名、副理事長3名以内を選出する。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

(理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会の構成員として、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の

業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事のうち3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問)

第15条 この法人は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、また理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べるることができる。

第4章 総会

(総会の構成)

第16条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人の解散
- (3) 法人の合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 事業計画及び活動予算の承認
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の6分の1以上から、目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号による場合は監事が招集する。

(総会の定足数及び書面表決)

第20条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印した上、この議事録を法人の事務所において5年間据え置く。

第5章 理事会

(理事会の権能)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 活動予算及び事業計画の決定
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催及び議事)

第24条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

2. 理事総数の3分の1以上の召集の要請があった場合、理事長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は理事数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
4. 理事会の議事は、出席した理事の過半数を持って決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。
5. 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。
6. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 事業収益
- (6) その他の収益

(事業計画及び予算)

第26条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告書及び決算)

第27条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第28条 予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるための予備費を設けることができる。

(決算剰余金)

第29条 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第32条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 総会の決議による場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

第34条 事務局は、法令の定めによる各種書類を事務所に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第9章 雑則

(公告)

第35条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第36条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2001年6月30日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
5. 設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員 一口 3,000円、賛助会員 一口 5,000円とする。

(定款の一部改正)

1. この定款は、2006年9月15日一部改正し、同日より施行する。
2. この定款は、2013年3月6日一部改正し、同日より施行する。
3. この定款は、2019年6月22日一部改正し、同日より施行する。

2019年 6月 22日

特定非営利活動法人 陽だまりの会
理事長 河野 和 永